

ファトカ FATCAに関するお客さまへのお願い

当社では、「FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act) (日本名：外国口座税務コンプライアンス法)」の対応として、お客さまがFATCAに定める米国納税義務者に該当する可能性がある場合には、当社所定の書面により確認させていただくとともに、必要書類のご提出をお願いしております。

「FATCA」とは、米国納税義務者が米国外の金融口座などを利用して租税回避することを防ぐ目的で定められた米国の法律です。

日本の生命保険会社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明^(注1)に基づき、2014年7月から、生命保険契約の取引などをする際、お客さまがFATCAに定める米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁あてにご契約情報などの報告を行います。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

(注1) 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明(2013年6月発表)

FATCAについては以下の生命保険協会のホームページ(以下リンク先)でも説明しておりますので、ご参照ください。

<http://www.seiho.or.jp/data/billboard/fatca/>

○ FATCAに定める米国納税義務者とは

次のお客さまが対象となります。

1 特定米国人

「特定米国人」とは、米国納税義務者(米国市民、米国居住者など)から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人になります。

＜例＞ 米国市民(米国市民権・米国籍を有する人)・米国居住者^(注2)・米国法人・米国財団・米国信託

(注2) 米国居住者とは、一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の滞在日数の3分の1に相当する日数と前々年の滞在日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

2 米国人所有の外国事業体

「米国人所有の外国事業体」とは、実質的米国人所有者が1名以上いる外国事業体^(注3)になります。

＜例＞ 米国人が所有する日本の内国法人

(注3) 法人においては、1名以上の特定米国人が25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。外国事業体のうち、一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

【免除対象となる外国事業体の例】

- ・上場法人およびその関連会社 ・過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体
- ・一定の非営利団体、公益法人 など

○ FATCAの確認手続きが必要となる取引

主に、ご契約のお申込み時、契約者の変更時、米国への移住などに伴う払込代理人設定時および満期保険金などの支払時に確認手続きが必要となります。

○ 米国納税義務者に該当する可能性のある場合にご提出いただく書類

お客さまが米国納税義務者に該当する可能性のある場合には、「FATCAに係る同意書（自己宣誓）」などをご提出いただきます。

なお、米国納税義務者に該当しない場合は、米国納税義務者でないことを証明する各種証明書類^{（注4）}を併せてご提出いただきます。

（注4） 運転免許証、パスポート、戸籍謄本、各種健康保険証、国民年金手帳などの公的証明書

○ 確認手続きに応じていただけない、または報告に同意いただけない場合

ご契約のお申込み時において、お客さまに確認手続きに応じていただけない、または米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合には、お申込みをお引き受けすることはできません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけないなどの場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報を日米当局間で交換することとされています。

なお、FATCAに基づき、当社が取得したお客さまの個人情報、FATCA上の目的のみに使用します。